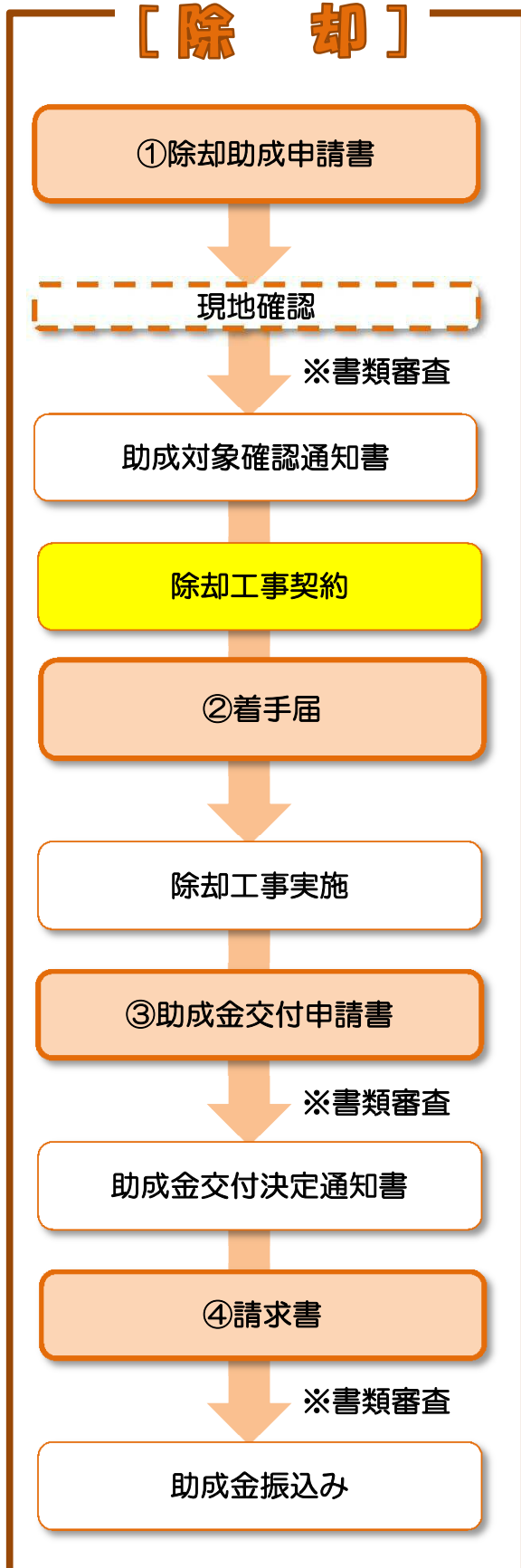


除却助成の流れ



[除 却]



☆印鑑は始めから終わりまで、同じものを使用して下さい。

①除却助成申請書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成申請書【除却】
- 建物の全部事項証明書（3ヶ月以内の写し）
- 固定資産税納税通知書・課税明細書（写し）
- 建物全体の写真（一週間以内の日付入り）
- 建物の所在が分かる地図
- 委任状（所有者が複数の場合）
- 誰でもできるわが家の耐震診断（簡易耐震診断の場合）

②着手届の提出

- 耐震改修工事等着手届【除却】
- 除却工事の請負契約書（写し）
- 見積書の明細（写し）

③除却助成金交付申請書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書【除却】
- 除却工事費用に係る領収書
- 除却工事が実施されたことが確認できる写真（日付入り）

④請求書の提出

- 住宅等耐震改修工事等助成金交付請求書

※必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

書類審査には概ね**2週間**
請求書の提出から
振込までには概ね**1.5ヶ月**かかります。
早めの手続をお願いします。



お問合せ先



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階
電話:03-5742-6634 FAX:03-5742-6898